

輪島市監査公表第 14 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年2月13日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年2月7日（金）教育委員会生涯学習課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成25年度の監査資料（平成25年4月から12月まで）に係る事務事業全般及び平成24年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 各生涯学習課での各補助事業において、概算払いの理由書がついての申請でありながら、精算払いとなっているものが見受けられた。今後においては、輪島市補助金交付規則に基づいての執行に努められたい。
- 図書館は、乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層が利用する生涯学習の拠点となる施設である。今後においても、より多くの市民が安心して利用していくためにも、利用者への安全対策・防犯対策の姿勢を職員一人ひとりが、常に持ち業務に努められることを望む。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。